秘密保持誓約書

　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、「広島県行政LAN・WANシステム再構築・運用・保守業務（以下「本件」という。）」の秘密保持に関し、広島県（以下「甲」という。）に対し次のとおり誓約します。

（目的）

第１条　本誓約は、乙が本件において取得した情報の秘密保持について誓約するものです。

（秘密情報）

第２条　本誓約において秘密情報とは、甲が乙に対して手交する本件に係る調達関係資料とします。

（適用除外）

第３条　前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

(1)　公知の情報

(2)　乙が取得した後、乙の責によらないで公知となった情報

(3)　開示について甲の書面により事前の許可がある場合

（秘密保持）

第４条　乙は、甲から取得した秘密情報を、甲の事前の書面による許可がない限り、第三者に対して開示または漏洩しません。ただし、本件の再委託先に対しては、本誓約書と同等の義務を課したうえで、受領した秘密情報を開示することができるものとします。

（目的外使用の禁止）

第５条　乙は、秘密情報を、本件のために利用できるものとし、事前に甲の書面による許可を得ない限りは、これ以外の目的には一切利用しません。

（損害賠償）

第６条　乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩するなどしたことで甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ、甲が適当と考える必要な措置を採ってもかまいません。

（情報の返還）

第７条　乙は、本件の終了時又は甲が依頼した時には、甲から取得した秘密情報を、速やかに甲に返却または安全な方法で破棄します。

（協議事項）

第８条　本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図ります。

　令和６年　　月　　日

（乙）所在地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　 印